

令和6年度南三陸町水田農業推進協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本地域は宮城県の北東部に位置し、東部は太平洋に面し、総面積 16,374ha のうち山林が 77%を占め、農地は全体の 8.9%あまりで山あい・高台に点在する典型的な中山間地帯である。気候は海流の影響によって夏は涼しく、冬は雪が少なく比較的温暖な地域である。

本地域の農業は、山間部の狭隘な傾斜地に点在する耕地が圧倒的に多く、一戸当たりの平均耕地面積も 60a と少ないため土地利用型農業の展開が難しく、稲作と畜産に加えて施設栽培も含めた園芸との複合経営で振興を図ってきた。園芸作物では、本町の水田農業を持続性のあるものとするため、きく、ねぎ、こまつな、ほうれんそう、ふき、せりを特に重点を置く地域振興作物とし作付推進に取り組んでいる。

また、南三陸町は米の消費量が生産量を超える消費地域であるため、主食用水稻の耕作面積を維持したいと考えている。平成 29 年度より町内から出る生ごみ等を使用し生成された液肥を農地に活用する農業者に対して助成を行い、令和 3 年度には「南三陸町めぐりん米」の商標登録が認められたことから、付加価値を付けた主食用水稻の推進を図っている。

高収益作物の面では、令和元年度からは南三陸町独自の農業振興策として「南三陸町チャレンジ農業支援事業補助金」という、高収益作物の面積拡大、新品種導入や環境配慮型農業への取り組みを支援する制度を設け、新たな南三陸町の特産物を目指した推進を図っている。

南三陸町は、東日本大震災以降、農地の被災・農業機械の流出等の影響により離農者が多く、町内の農業者の平均年齢は 68.9 歳と全国の基幹的農業従事者の平均年齢 67.9 歳（農林水産省農業労働力に関する統計より）を上回るほど高齢化が進んでいる。遊休農地も年々増加しており、令和 5 年度は三陸自動車道建設工事の残土置き場として貸付していた農地が返還され、ねぎの作付を行うなど品目別には面積の増加があったが、町全体の耕作率は約 1%減少し、町内農地の休耕率は約 59%となった。

令和 6 年度も、水田農業の持続性を確保していくため、担い手や農業法人化を目指す個別経営体の確保・育成に努め、遊休農地の活用や農地の集約を図っていくとともに、新規参入者が農業に取り組みやすいよう各種支援の強化を図り推進していく必要がある。

畑地化としては、営農計画書提出時に転作農家に対して個別に聞き取り調査を行い、令和 10 年度までに耕作農地の 5%を目標として推進を図る。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

南三陸町では、水田作付における園芸作物の割合が 4%程度であり、作付は主食用水稻が大半を占めており、農業者の所得向上や水田農業の発展を図るため、水稻をはじめとした畜産、園芸を組み合わせた複合経営を行っている。中でも、震災で被害を受けた農地でこまつなやねぎを栽培し、特にねぎは「南三陸ねぎ」というブランドねぎの産地として取り組み、農地の整備・集約化を図り、歌津地区を中心とした団地を形成したため作業の効率化・低コスト化を推進している。

また、ほ場整備や原型復旧を行った農地の多くは山土を使用していることから水はけが悪く、未利用農地が多く存在したが、そのような農地を活用した、せりの作付が毎年増加しており、県内の飲食店等からもせりの増産の要望が上がっているため、栽培技術指導等を行い安定した品質のせり栽培を一層推進し、南三陸ねぎのようなブランド化・付加価値の向上を目標に推進を図る。また令和 5 年度は三陸道建設工事の残土置き場として貸していた農地が返還され、その農地を活用したねぎの作付が拡大した。しかし排水対策等に課題があるため農地の整備を行うなど、安定した収量を確保できるように指導し、ほ場に適した作物の作付けや南三陸町の農業が持続的なものとなるよう、より一層推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

南三陸町は町内全域が中山間地域に該当し、各農家が所有する面積も小さいことから、生産規模を必要とする麦・大豆の作付は行われておらず、高収益作物の作付が行われてきた。また、耕作条件の整っている農地が点在していることから農地の集約・集積が困難であり、ブロックローテーション体系を構築することができなかった。

南三陸町としては、水田の利用状況の点検結果を踏まえて、現在ある町の農業を維持・発展していくため、高収益作物を作り続ける農地に対して畑地化をより一層推進する必要があると考えている。目標面積は令和 10 年度までに耕作農地の 5%を目標として推進を図る。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

東日本大震災以降、農業機械の流出、ほ場から離れた住宅等への転居、耕作者の不足・高齢化等により、遊休農地が多数ある。南三陸町は主食用水稻の消費地域であるので、認定農業者等を中心に耕作農地の集積・集約を推進し、需要に応じた生産量を確保していく。

また令和3年度に商標登録の認定を受けた液肥米「南三陸町めぐりん米」を周知し、推進していく。

(2) 備蓄米

取組なし

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

町内では多収品種での取り組みが多く、今後も需要に応じた米生産を推進するため、飼料用米の作付面積増加を目標として推進する。

イ 米粉用米

取組なし

ウ 新市場開拓用米

取組なし

エ WCS 用稲

畜産農家から一定の需要があるため、前年度から作付面積の増加を目標とする。

オ 加工用米

取組なし

(4) 麦、大豆、飼料作物

ア 麦

平成28年度より入谷地区にパン工房ができたことがきっかけで町産小麦・国産小麦の需要がある。畑地での小麦の生産が主となっているため、水田作での耕作を利用者と農業者の意向を確認しながら作付を目指す。

イ 大豆

平成24年に歌津地区、平成27年に入谷地区で加工販売が始まった。そのうち入谷地区では「入谷の里でおとうふ作り」といった、教育旅行等で活用できるツアーを開催し、大豆への興味・関心を高める取組を行っている。このような活動などを通して、耕作者や耕作農地の確保・拡大を推進する。

ウ 飼料作物

町内では主に多年性牧草を作付している。畜産農家と連携し需要に応じた作付を行っている。令和 5 年度の実績としては新規需要米への転換や畑地化があり作付面積は減少した。令和 6 年度も需要に応じた生産と耕作放棄地の減少を目指し、作付推進を図る。

(5) そば、なたね

そばは、町内での地産地消のニーズや入谷地区での「そば打ち体験」等の需要がある。耕作放棄地を活用したそばの作付も行われており、安定した作付を目指して推進を図る。

なたねに関しては取組なし。

(6) 地力増進作物

緑肥として大豆に効果的なライムギやヘアリーベッチ、園芸品目等の緑肥に効果的とされる大麦やエンバク、ライムギ、クリムゾンクローバー、れんげ、ソルゴー、ソルガム等の作付推進を図る。

(7) 高収益作物

収益性の高い作物（きく、ほうれんそう、ふき、ねぎ、こまつな、せり）を特に重点を置く振興作物に特定し、作付面積の拡大を図る。それ以外の野菜についても、需要があり、農家の所得向上に寄与するものであるので、作付を推進する。

特にねぎについては、津波の被害を受けた農地を整備・集約化したほ場整備工区などで団地化をおこない、作業の効率化を図るとともに「南三陸ねぎ」の生産地として、今まで以上に周知や推進を行う。

また、平成 29 年度より畑地での遊休農地対策として松の生産を行っている。令和元年度から水田での作付も開始し、令和 2 年度より門松の原料としての販売が行われている。町内外や外国からの需要も高く、平成 30 年度に法人化したことによって高齢化などにより耕作を諦めた農家からの農地提供の声もあり、作付面積の拡大や周知をより一層推進していく。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	132.41		133		135	
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	8.04	0	8.04	0	8.04	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	16.52	0	16.6	0	17	0
加工用米	0	0	0	0	0	0
麦	0	0	0	0	0	0
大豆	0.2	0	0.2	0	0.2	0
飼料作物	6.83	0	5.92	0	6	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0	0	0	0	0.2	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	12.55	0	11.46	0	12.07	0
・野菜	7.72	0	7.49	0	7.77	0
・ねぎ	3.78	0	3.78	0	4	0
・こまつな	1.65	0	1.42	0	1.42	0
・ほうれんそう	0.32	0	0.32	0	0.32	0
・ふき	0	0	0	0	0	0
・せり	1.37	0	1.37	0	1.4	0
・その他	0.60	0	0.61	0	0.63	0
・花き・花木	4.32	0	3.47	0	3.5	0
・きく	4.32	0	3.47	0	3.5	0
・果樹	0	0	0	0	0	0
・その他の高収益作物	0.51	0	0.6	0	0.8	0
・松	0.51	0	0.6	0	0.8	0
その他	0	0	0	0	0	0
・〇〇	0	0	0	0	0	0
畑地化	1.7	0	5.81	0	6	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	野菜（ねぎ、こまつな、ほうれんそう、ふき、せり） 花き（きく）（基幹作物）	地域振興作物助成①	地域振興作物の作付面積	（５年度）11.43ｈa	（８年度）10.64ｈa
2	野菜（いちご、青さやいんげん、みょうが、ゆき菜、ばれいしょ、枝豆、かぼちゃ）（基幹作物）	地域振興作物助成②	地域振興作物の作付面積	（５年度）0.6ｈa	（８年度）0.63ｈa
3	ねぎ（基幹作物）	重点品目団地化助成	団地化に取り組む ねぎ作付面積 労働時間（10aあたり）	（５年度）3.52ｈa 労働時間 471時間	（８年度）4ｈa 労働時間 430時間
4	松（基幹作物）	松作付助成	松作付面積	（５年度）0.51ｈa	（８年度）0.8ｈa
5	そば（基幹作物）	【国枠】そば作付助成	水田でのそば作付面積	（５年度）0ｈa	（８年度）0.2ｈa

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は３年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:宮城県

協議会名:南三陸町水田農業推進協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	地域振興作物助成①	1	14,000(上限 20,000)	野菜(ねぎ、こまつな、ほうれんそう、ふき、せり)、花き(きく)	基幹作物に限る。 実需者等への出荷・販売を行うこと。
2	地域振興作物助成②	1	4,000(上限 10,000)	野菜(いちご、青さやいんげん、みょうが、ゆき菜、ばれいしょ、枝豆、かぼちゃ)	基幹作物に限る。 実需者等への出荷・販売を行うこと。
3	重点品目団地化助成	1	24,000(上限 30,000)	ねぎ	① 販売契約もしくは実需者との連携による、計画的な収穫・出荷・販売を行うこと。 ② 別紙2の団地化要件を満たす農地であること。
4	松作付助成	1	9,000(上限 15,000)	松	松を生産し、出荷・販売・収穫を行うこと。 収穫までに3～4年要するため、新植の農地については収穫に至るまでの期間は地域の栽培方針に沿った肥培管理を行うことで対象とする。
5	【国枠】そば作付助成	1	20,000	そば	基幹作物に限る。 実需者等への出荷・販売を行うこと。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。